

令和8年4月22日発生山林火災に係る町税の申告・納付等に関する期限の延長について

令和8年4月22日発生山林火災による影響により、令和8年4月22日から令和8年4月30日までの間に到来する町税の申告・納付等に関する期限について、その期限を令和8年6月30日まで期限を延長しますのでお知らせします。

○対象納税義務者等

- ・大槌町内に住所を有する個人
- ・大槌町内に主たる事務所又は事業所を置く法人

○各町税の期限となる期日（延長後の期限）

町税の名称	対象となる申告・納付	延長後の期限
固定資産税	令和8年4月22日から令和8年4月30日までの間に期限が到来するもの (令和8年度固定資産税第1期納期分)	令和8年6月30日
法人町民税	令和8年4月22日から令和8年4月30日までの間に期限が到来するもの全て	令和8年6月30日
鉱産税	令和8年4月22日から令和8年4月30日までの間に期限が到来するもの全て	令和8年6月30日
国民健康保険税	令和8年4月22日から令和8年4月30日までの間に期限が到来するもの全て	令和8年6月30日